時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商况物價の報告あり

第三千七百九十一號
明治廿六年十月二十日　金曜日
舊曆癸巳九月十一日(庚寅)
日出午前五時五十三分　日入午後五時十八分
月出午後二時二十八分　月入午後
滿潮午前　午後零時三十五分
(西曆一千八百九十三年)

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商况物價の報告あり其代價遞送料は左の如し

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、淸國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

地方の事業

青年輩は地方に歸住すべしとは曾て我輩の論じたる所にして田舎に爲すべき事業の多き其一例として特に縣治の不始末、郡政村政の不整頓なる次第を擧げたれば左らでだに平生政法以外に事なしと思へる青年輩の中には我輩の所說を偏聽して地方政治に關與するを以て田舎唯一の事業なりと妄信し縣會議員と爲り郡村の吏と爲り若しくは彼の有志者に化して徒に公共の事に奔走すれば能事終れりと心得る者もなきにあらざるべし斯くては今の都會の惡弊を新に全國に瀰蔓せしむるものに異ならず在都の青年悉く皆その地方に歸りて田舎政事家と爲るべしとは我輩の曾て勸めざる所にして縣治郡村政も素より其爲すべき事業の一には相違なしと雖も尙は此外に都會の地に於ては從事せんと欲して能はざる田舎特有の事業こそあれば此種の事業に向て特に青年輩の手を下さんことを欲する者なり試に看よ地方の農工商は依然舊時の頑民にして無智蒙昧文明の文に習はず學問の何物たるを知らず一本の鍬、一冊の大福帳を以て日進の業務に當らんと欲し眼前に取るべきの利、收むべきの益を控へながら進んで之を捕ふるの智勇なく遺利遺業多々あれ有りと雖も捨てゝ顧みず事業に餘りありて爲すに人なく俗に所謂寶の持腐れなるもの比々皆是れなり顧みて一方の都會を觀察すれば其狀況全く相反し事業は足らずして人は餘りあるの姿にして各地より輻輳して多年の苦學其業を卒へ一廉の知識藝能を具へたる者にても人物の供給其度を超過し實業界に入らんとして些少の俸給も得るに易からず心身屈强の男子にして尙ほも國許の老父母より月々の送金を仰ぎ限りある田舎の家產は以て永く在都會の男子を養ふに足らずして一旦その支給の道を絕つときは忽ち衣食に窮し窮餘の方向は唯壯士と爲り無賴漢と爲るのみ其情洵に憫れむに堪へたり今若し此輩を轉じて地方無人の野に向はしめなば一擧手一投足能く凡俗固陋の舊物を追ひ退けて各種の事業に取て代り以て我實業界を一變せんこと敢て難きにあらず然るに其一生を都會の地に落魄せしめて空しく不遇に終るとは本人の爲めに遺憾のみならず天下の不幸と云ふも可なり

扨て何をか田舎特有の事業なりやと言ふに耕作漁獵養蠶製絲其他種々の工業等枚擧に遑あらざれども就中山林の如きは青年者の當さに着手す可き事業ならん日本は割合に山多くして全國唯山を以て成るものと見ても不可なく加ふるに四面海を繞らして海外交通の便利を具へ內地の地味氣候は最も樹木の發育に適し恰も天の成せる山林國又材木の輸出國にこそあれば若しも學理的培養法を施して地質を究め樹木を撰み栽培時を違はざるに於ては山林は當さに我一富源たる可し然るに此事業は古來我邦人の最も等閑に附したるものにして既に今日と雖も一身を爰に委ねて文明流に從事する者の尠なきは無論、山地の大半は荒蕪廢亂狐狸に委して顧みず未だ人跡さへ到らざる處多しと云ふ殖產社會の怠慢と云ふの外なし或は目下國內に用材の不足を告げざるに其需用の如何をも問はず漫に山林事業を盛んにするは少しく無謀の擧に似たりとの說もあらん歟なれども是れは材木の需用を單に內國に限りて更に海外に廣大無邊の市場あるを知らざる者の談のみ即ち其市場は支那地方にして同國平原の市邑にては內地の山より材木を伐出さんとするにも運搬不便にして到底日本の如き海國より直接に輸入するの便利なるに若かず現に近來同國の鐵道敷設に就ても枕木の供給を我國に仰ぐもの多しと云ふ但に鐵道の用材にしても斯の如し此先き我山林事業を如何ほど盛大にしたればとて其賣口に窮するが如きことは萬々あるべからず左れば斯る有利の事業を捨てゝ顧みざるは實業家にあるまじきことゝ思へども或は樹木の成長遲々として利益も亦遲々たるが故に子孫の爲めならば兎も角も一生一代に其効を收むること能はざる事業に資本を投ずるは堪へ難しとの人情もあらんなれども山林とて强ち長年月を要するものと限らず樹木の種類に由りては二三十年にて成木する者あり假令ひ或は成木に至らざるも既に培養して山林の形を成すときは其山林に就て價を生ず可し或は老大の人は尙は是れにても堪へ難しと云ふか、人情の自然これを强ゆ可らず是即ち我輩が特に青年輩に望を屬して之に此事業を托する所以なり青年の老大するや甚だ早し早く爲すべき時に爲すべき事を爲さずして悔を後年に遺すは我輩の取らざる所なり喩へば人の養生は少壯の時に注意すべき事なれども肝腎の時に之を怠り老朽に至りて始めて其大切なるを知るも時既に後れたり山林の事業も亦斯くの如く青年有爲の際に之を爲さずして老後に之を思ひ起すも日暮れ道遠しの感ある可し都下に寄留する青年輩の中には富有豪族の子弟にして家に山地を所有する者もある可し又新に買收するの方便もある可ければ此種の人は速に故山に歸りて拓植に從事し之を家產として自から其利を擧ぐるか然らざれば其地價の騰貴するを覗て他に轉賣するも亦收得の一法なるべし之を要するに紅塵萬丈の都會に在りて自から其品行の日に非なるを知らず徒に架空の大を望んで狂奔するよりも靜に山紫水明の間に處して各其學ぶ所の學理を應用し以て獨立自活の法を講ずるこそ居家の急務にして青年輩の本分なれ以上山林の事は唯其一例を示したる迄なれども他に實業の企つ可きものは千萬枚擧に遑あらず一日も早く都會の汚濁を遁れて地方に歸住せんこと我輩の重ねて勸告する所なり

雜報

○決算報告に對する意向

第五議會には明治二十三年度の歲出入決算報告を提出する筈にて帝國議會開設以來始めての事なれば議員間には之に對する種種の評議もある由なるが貴族院議員中の懇話會員は此頃華族會館に例會を催したる際右に關する一場の相談を爲したり勿論當日は來會者も少かりし故別段變りたる意見もあらざりしかど大體の意向は豫算同樣嚴密に監督を遂げんとする者の如し即ち其要旨は憲法第七十二條に國家の歲出歲入の決算は會計檢査院之を檢査確定し政府は其檢査報告と俱に之を帝國議會に提出すべしとありて提出の文字は報告と異なり苟も政府が之を議會に提出する以上は議會は之に對して充分なる監督を爲すべきは尙は豫算の提出に會ふて嚴密なる監督を爲すが如く毫も其間に區別あるを見ず左れば伊藤伯の憲法義解にも既前の監督、既後の監督とありて二者共に帝國議會の監督を經べきものなることを明かにせり又會計檢査院法第廿四條に會計檢査院は認可狀を附するの後と雖も其付したる日より五箇年以內に於ては出納官吏より之を請求するか又は計算の誤謬脫漏二重記類あることを發見したるときは再審を爲すことを得但し詐僞の證憑を發見したるときは五箇年後と雖再審を爲すことを得とありて假令ひ檢査確定したる後と雖も誤謬又は詐僞のありたる時は何時にても再審を爲すを得ることを明かなり而して右は檢査院の職權を規定したる者なれば今爰に引用するの要なきが如くなれども既に再審の道を開き兼て又議會の監督を經べきものと定まり居る以上は會計檢査院の檢査一度確定したりとて之を以て終局のものと認むるを得ざるべく現に

角議會は憲法上
るゝと當然の義
充分に調査を遂

○內國稅徵收

長官の意見を參
減ずるの方針を
理の結果として
年度と廿六年度
圓を減じ居るの
なるべしと雖ども
の金を節するの
律となりて次て
居るもの多しと

○土木會議

し土木會議に於
河水の氾濫を防
底永遠の用を爲
じて堤防を改築
今日は技師の不
唯一の材料とな
る事能はず從て
し難しとの事な
艮法は支那の堤
に堤防を築かず
て河水の達せざ
唱ふものもある

○貨幣制度

の發布せられた
とならんが此事
識を有する人を
も完全の調査を
於ける委員撰定
が如き傾きある
も八方美人の評
派の權衡を取り
由黨よりは何人
き處なり既に新
林有造氏等の名
に止まるべしと

○栃植奈良間

り奈良に至る鐵
道會社との間に
道會社は大坂鐵
く着々其步を進
師が技手工夫數
手し始めたりと

○女の革命黨

州に於て今尙は
に越年三十一に
ラデマートー
髮は黃色なり華
は所有の家畜を
カチーグルの
れと共に總べて
との衣裳を一種
横切て「自由貴
たる布を附けた